

○静岡県警察シンボルマスコット等運用要綱の制定について

(平成8年6月5日甲通達警第22号)

県民との触れ合いを深め、県民の理解と協力に支えられた警察活動を推進するため、シンボルマスコット、サブマスコット及びシンボルマークを策定し、その運用について別添のとおり定めたので、適正かつ効果的な活用に努められたい。

別添

静岡県警察シンボルマスコット等運用要綱

1 目的

この要綱は、静岡県警察シンボルマスコット、静岡県警察サブマスコット及び静岡県警察シンボルマーク（以下「マスコット等」という。）の規格及び運用基準を定めることにより、県警察のイメージアップを図り、もって県民の理解と協力に支えられた警察活動の推進に寄与することを目的とする。

2 マスコット等の説明

(1) 静岡県警察シンボルマスコット

静岡県警察シンボルマスコット（以下「シンボルマスコット」という。）は、県民の各層に親しまれ、素晴らしい実績を誇るサッカーのサッカーボールをデザインに活用し、親しみのあるマスコットとして策定し、愛称名はシズオカポリスの頭文字から「エスピーくん」とする。

(2) 静岡県警察サブマスコット

静岡県警察サブマスコット（以下「サブマスコット」という。）は、女性警察官のきめ細やかな活動を県民に示すことを目的として策定し、愛称名は「静（シズ）岡県警察の華（カ）のある力（ちから）」として警察活動のあらゆる場面で活躍してほしいとの願いを込めて「シズカちゃん」とする。

(3) 静岡県警察シンボルマーク

静岡県警察シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）は、富士山と静岡県の地形を図案化した県章に、シズオカポリスの頭文字「SP」を躍動感ある字体で表現する。また、色彩にあっては白色、青色及びオレンジ色を用い、SPの白色にあっては正義、清廉及び県民への奉仕を、枠の青色にあっては県警察の躍進、発展及び強さを、中のオレンジ色にあっては職員的情熱及び優しさを表す。

3 マスコット等の規格

(1) シンボルマスコットの規格は、別図1から別図4までのとおりとする。

(2) サブマスコットの規格は、別図5から別図7までのとおりとする。

(3) シンボルマークの規格は、別図8及び別図9のとおりとする。

4 マスコット等の使用

職員は、平素の警察活動をはじめ、各種行事、広報活動及び県民と交流する機会又は職員相互の連帯意識を深めることができる場において、マスコット等を適正かつ有効に使用するものとする。

5 使用上の留意事項

- (1) マスコット等の使用に当たっては、県警察の品位を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 特定の団体及び個人の宣伝又は不当な目的に利用されないようにすること。
- (3) シンボルマスコット及びサブマスコットは、警告書、呼出状その他職権を行使するための文書等には使用しないこと。

6 部外使用の承認

所属長は、県警察以外の団体等からマスコット等を使用したい旨の要望があった場合には、マスコット等部外使用・変更使用申請書（別記様式）により警務部長の承認を得なければならない。

7 仕様変更の承認

所属長は、この要綱に定める規格及び運用基準を変更してシンボルマスコット及びサブマスコットを使用する場合には、事前にマスコット等部外使用・変更使用申請書により警務部長の承認を得なければならない。